

高知大学医学部附属病院診療情報管理室規則

平成 20 年 12 月 9 日
規 則 第 42 号

最終改正 平成 28 年 9 月 13 日規則第 26 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知大学医学部附属病院規則（平成 16 年 4 月 1 日施行）第 8 条の 3 第 6 項の規定に基づき、診療情報管理室を設置し、紙媒体保存診療録及び電子媒体保存診療録（以下「診療録」という。）の管理、質の向上及び診療情報の有効な活用を推進するため必要な事項を定める。

(業務)

第 2 条 診療情報管理室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 診療録の管理（電子カルテシステムのシステム管理を除く。）に関する事。
- (2) 紙媒体保存診療録の搬送、閲覧に関する事。
- (3) 診療録の質の評価と向上に関する事。
- (4) 院内がん登録及び地域がん登録に関する事。
- (5) D P C コーディングの支援に関する事。
- (6) 診療情報の利用に関する事。
- (7) その他診療情報に関する事。

(組織)

第 3 条 診療情報管理室は、次の各号に掲げる職員をもって組織する。

- (1) 診療情報管理室長
- (2) 診療情報管理室副室長
- (3) 医師又は歯科医師
- (4) 医学情報センター教員
- (5) 診療情報管理士
- (6) 事務職員
- (7) その他病院長が必要と認めた者

2 診療情報管理室長は、病院長若しくは病院長が指名する副病院長をもって充て、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 9 条の 23 第 1 項第 5 号の診療録その他の診療に関する記録の管理に関する責任者とする。

- 3 第1項第3号、第4号及び第7号に掲げる者は、病院長が指名する。
- 4 第1項第2号、第5号及び第6号に掲げる者は、医学部・病院事務部医事課職員をもって充てる。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、診療情報管理室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成21年1月1日から施行する。
- 2 高知大学医学部附属病院病歴室内規（平成16年規則第271号）は、廃止する。

附 則（平成23年3月8日規則第84号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第107号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月8日規則第132号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月13日規則第26号）

この規則は、平成28年10月1日から施行する。